

インバウンド受入環境整備促進事業業務委託 仕様書（案）及び提案要求内容 （※下線に示す部分が提案要求内容を示す）

1 事業の目的

本県における訪日外国人旅行者（インバウンド）数は増加傾向にあるものの、全国の伸び率と比較すると大きく遅れを取っている状況にある。

本県へのインバウンド誘客の促進及び県内での観光消費額を増加させていくためには、「個人旅行化（FIT）」や「モノ消費からコト消費への嗜好性の変化」「国の食文化の違い」など、インバウンドの多様なニーズに対応する受入環境の整備が急務である。

また、アジア各国等の誘客促進においては、訪日リピーターが増加していることから、上記のニーズに加え、旅ナカにおける顧客満足度向上によるリピーターの獲得が重要である。

こうしたことから、インバウンドの受入環境の整備を促進することにより、インバウンドの旅行需要を取り込むとともに、再訪意欲を高め、来訪者の輪を広めていくことで、本県への更なる誘客を促進することを目的とする。

2 委託業務名

インバウンド受入環境整備促進

3 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

4 委託業務内容

福島県内の観光施設、宿泊施設、飲食店等の事業者（以下、「観光関連事業者等」という。）を対象に次の支援策を展開すること。

【情報発信力の強化による誘客の促進】

(1) 海外オンライントラベルエージェント（「以下OTA」という。）の登録・掲載支援

ア 観光関連事業者等を対象とし、OTAへの理解促進・登録に向けたセミナーを実施すること。なお、海外OTA等が実施・監修し、必要に応じて個別商談会やワークショップ、県内の実践者による成功事例の紹介等を実施するなど新規登録及び継続した掲載に繋がる内容とすること。

イ セミナーの内容には、インバウンドビジネスに取り組む上で必須となる情報（インバウンド市場の動向や本県の状況）を含めること。

ウ 浜通り・中通り・会津の3方部で1回以上開催することとし、上記の目的を達成するための効果的なセミナー等の内容、その実施回数及び方法を提案すること。

エ セミナー等周知のための広報チラシを作成すること。

なお、多くの対象者に周知し、参加してもらうための効果的な広報手段を提案すること。

- オ セミナー等への参加者については 60 人以上を目標とすること。
- カ セミナー終了後、参加者が O T A の登録をスムーズに実施するため、必要に応じ、内容や価格を考慮した上で、効果的と考える海外 O T A 等を選定して支援を行うほか、掲載内容について、外国籍人材による直接的な現地視察等を含めた助言・指導を継続して行うこと。
- キ まだ O T A への掲載がないコンテンツを中心に掲載に向けた支援内容を 3 つ以上提案し、掲載に向け支援を行うこと。
- カ セミナー等への参加者については 60 人以上、O T A 新規登録事業者数については 30 事業者以上を目標とすること。

(2) 「G o o g l e ビジネスプロフィール (以下、「GBP」という。)」の導入・運 支援

- ア 観光関連事業者等に対して、GBP の導入とその効果的な活用・運用方法への理解促進を目的としたセミナー等を実施すること。
なお、セミナー後も持続的に効果的な情報発信が行えるような内容とし、GBP と SNS を連動させた効果的な情報発信など、参加者の集客に繋がる効果的な内容とすること。
また、令和 6 年度に実施した GBP セミナー参加者の中から、成功事例を選定し、当該セミナーの中で紹介 (事業者からの直接の説明等) する時間を設けること。
- イ 浜通り・中通り・会津の 3 方部で 1 回以上開催することとし、上記の目的を達成するための効果的な実施回数及び方法を提案すること。
- ウ セミナー等周知のための広報チラシを作成すること。
なお、多くの対象者に周知し、参加してもらうための効果的な広報手段を提案すること。
- エ 主に新規登録をしたスポット (10 地点程度) を対象とした GBP の運用に係るサポート (多言語化支援・画像撮影支援・インサイト機能を活用した伴走支援等) を実施すること。
なお、スポットの選定に係る調整も本業務に含むものとし、伴走支援等の結果については、月 1 回程度、県へ報告をすること。
- オ 新規登録したスポット (5 地点程度) について、GBP のインサイト機能を活用し、そこから得られる観光誘客に有益なデータの分析を行い、県及び各スポットの管理者に対して結果をフィードバックすること。なお、スポットの選定に係る調整も本業務に含むものとする。
- カ セミナー等への参加者については 60 人以上、GBP 新規登録事業者数については 20 事業者以上を目標とすること。

【ストレスフリーな旅行環境の整備・満足度向上による誘客の促進】

(1) 多様な食習慣への対応に関する普及・啓発のセミナー等開催

- ア 県内飲食店、宿泊施設等に対して、ハラール・ヴィーガン・ベジタリアン等の多様な食習慣への対応に関する普及・啓発するためのセミナーを県内で 2 回以上開催することとし、上記の目的を達成するための効果的なセミナー等の内容、その実施回数及び方法を提案すること。
- イ 開催のうち最低 1 回は、ハラール・ヴィーガン等に対応したメニューを実際

に調理し、参加者全員が試食できる機会を設けることとし、効果的な内容及び実施方法を提案すること。

ウ セミナーにおいて、過年度に当課事業で作成した指さしボードを活用した実践研修を行うこと。

エ セミナー等周知のための広報チラシを作成すること。

なお、多くの対象者に周知し、参加してもらうための効果的な広報手段を提案すること。

オ セミナー等への参加者については各回 50 人以上を目標とすること。

(2) 県内宿泊施設及び飲食店等の施設情報整備

ア 外国人観光客の利用が想定される県内の宿泊施設及び飲食店を対象に、施設情報を調査すること。

なお、調査データは、県ホームページにおいて公表することから、公表に対する同意を得ること。

イ 調査対象施設は県と協議の上決定するが、リストに掲載する宿泊施設は 50 以上、飲食店は 80 以上とすることとし、多くの対象者の同意を得るための具体的な方法を提案すること。

ウ 調査項目は県と協議の上決定するが、以下の項目は必ず含めるものとする。

- ・多言語対応
- ・キャッシュレス決済（対応するキャッシュレスの種類）
- ・Wi-Fi 導入
- ・Google ビジネスプロフィール登録状況
- ・食対応（ハラール、ヴィーガン、ベジタリアン等への対応状況）
- ・収容可能人数

エ 調査結果を、宿泊施設及び飲食店別にリスト化し、Excel のほか、容易に加工可能なデータにまとめ提出すること。

リストは、日本語のほか、英語でも作成すること。

【その他事務局業務】

(1) 問い合わせ等対応窓口の設置・運営

本事業の実施に係る県内観光関連事業者等からの電話及びメールによる問い合わせ、セミナーへの申し込み等に対応する窓口を設置・運営すること。

(2) 事業報告書の作成

事業終了時には事業報告書を提出すること。なお、報告事項については、県と協議の上、決定すること。

5 成果品

本事業において作成した事業報告書を提出すること。

(1) 施設情報整備に係るデータ

提出期限：令和 7 年 8 月 29 日（金）

提出方法：電子データ

(2) 実績報告書

提出期限：令和 8 年 3 月 13 日（金）

提出部数：紙媒体 4部

※なお、それぞれの事業実施後、速やかに実施状況報告を行うこと。

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届（様式第1：契約締結後速やかに）
- ・統括責任者通知書（様式第2：契約締結後速やかに）
- ・実施工程表（様式任意：契約締結後速やかに）
- ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了届（様式第3：事業完了後）
- ・事業報告書（事業実施に関する経過、事業成果に対する分析・課題の記載、持続的な取組とするための手立ての記載等）
- ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類（様式任意：事業完了後）

7 総括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8 事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。また、福島県は本業務の実施のために必要な協力を行うこととする。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (2) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 詳細な回数、その他の数値については、事業の相手方の事情などにより変更する可能性があるため、必要に応じて協議することとする。
- (4) 社会情勢等の変化により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、福島県と受託者が協議の上、契約内容の変更を行うこととする。
- (5) 著作権は委託者に帰属することとする。ただし、受託者が本件業務を行う以前から有し、又は、本件業務とは関連性を有さず独自に創作等した一切の知的財産権については、受託者に留保されるものとし、当該知的財産権については、本件業務の目的内使用に限り、委託者に対して無償の使用権を付与するものとする。

(以上)